

平成 27 年 10 月 19 日

「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」に関する意見募集の開始について

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」に関する意見募集を開始しました。

第 187 回国会において、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）への課徴金制度導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 118 号）が平成 26 年 11 月 19 日に成立し、同月 27 日に公布されました（同法は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

同法の施行に伴い、不当な表示を行った事業者に対する課徴金の対象となる商品又は役務の売上額の算定方法及び返金措置の対象となる一般消費者の特定の要件を定める等、不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 21 年政令第 218 号）を改正する必要があります（同政令を改正する政令案を以下「本政令案」といいます。）。

本日、消費者庁は、本政令案について、広く一般の御意見を求めるため、パブリックコメント手続を開始しました（意見提出の締切日は平成 27 年 11 月 18 日（水））。

本政令案の概要及び意見の提出先等の詳細は、別添の「意見募集要領」を御覧ください。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

担当者：朝夷、小林（の）、村松

電 話：03-3507-8800（代表）

（内線 2060、2116、2131）

「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備に関する政令（案）」に関する意見募集について

平成27年10月19日  
消費者庁 表示対策課

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」（以下「本政令案」といいます。）の概要を別紙のとおり作成しました。つきましては、本政令案について、下記のとおり広く一般の御意見を募集いたします。

記

1 資料の入手方法

(1) 電子政府の窓口（e-Gov）

(2) 窓口での配布

消費者庁表示対策課

（東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5階）

2 意見募集期間

平成27年10月19日（月）から11月18日（水）まで（必着）

3 意見の提出方法

意見提出用紙（様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

電子メール、FAX及び郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

(1) 電子メールの場合

メールアドレス：[i.hyojitaishaku@caa.go.jp](mailto:i.hyojitaishaku@caa.go.jp)

(2) FAXの場合

FAX番号：03-3507-9279

消費者庁表示対策課 景品表示法政令案意見募集担当 宛て

(3) 郵送の場合

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5階

消費者庁表示対策課 景品表示法政令案意見募集担当 宛て

#### 4 注意事項

- ・ 電子メールで御提出の際は、件名を「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に係る意見」としてください。
- ・ 電子メールでの御意見は、テキスト形式のメールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理できません。
- ・ 寄せられた御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。
- ・ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- ・ 御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

(様 式)

消費者庁 表示対策課 景品表示法政令案意見募集担当 宛て

件名：不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する  
政令（案）に係る意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	〒
所 属	(会社名) (フリガナ) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
御 意 見	

※ 本紙に書ききれない場合は別紙に記載してください。

平成 27 年 10 月

## 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令（案） 概要

### 第 1 骨子

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「本法」という。）への課徴金制度の導入等を内容とする、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 118 号。以下「本改正法」といい、本法の条文は本改正法施行後のものを示す。）の施行に伴い、不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 21 年政令第 218 号）について、以下の改正を行う。

#### 1 題名の改正

題名を「不当景品類及び不当表示防止法施行令」に変更する。

#### 2 追加条項

##### (1) 本法第 8 条第 1 項の政令で定める「売上額」の算定の方法

本法第 8 条第 1 項の政令で定める「売上額」の算定の方法について、下記ア又はイの方法とすることを定める。

ア 事業者が、課徴金対象期間において引き渡した（提供した）課徴金対象行為に係る商品（役務）の対価を合計する（引渡基準）。

この場合、当該合計額から、①値引き額（課徴金対象期間において、商品又は役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合における控除額）、②返品額（課徴金対象期間において返品された場合における返品商品の対価相当額）、③割戻金の額（商品の引渡し又は役務の提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合に、当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金の額〔一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によって算定すべき場合は、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額〕）を控除する。

イ 事業者が課徴金対象期間内に引き渡した（提供した）商品（役務）の対価の合計と、課徴金対象期間内に締結した契約に定められた対価の額の合計との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、課徴金対象期間に締結した契約の目的物となったものの対価を合計する（契約基準）。

この場合、当該合計額から、割戻金の額（契約の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合に、当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金の額）を控除する。

## (2) 本法第 10 条第 1 項に規定する一般消費者の特定

本法第 10 条第 1 項に規定する「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」について、(a)課徴金対象期間内に課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けたこと（「売上額」を契約基準により算定する場合は、課徴金対象期間内に課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結したこと）が、(b)当該商品の購入又は役務の提供に関する契約に係る契約書、当該商品又は役務の対価の支払に充てた金銭に係る領収書その他の当該事実を証する資料により特定されたものとするを定める。

## (3) 本法第 10 条第 1 項の政令で定める「購入額」の算定方法

本法第 10 条第 1 項の政令で定める「購入額」の算定方法について、「売上額」の算定の方法（前記(1)）と同じ方法とすることを定める（「売上額」を引渡基準により算定する場合は引渡基準を用い、「売上額」を契約基準により算定する場合は契約基準を用いて算定する。）。

## (4) 本法第 12 条第 3 項又は第 4 項の場合における本法第 8 条第 2 項等の規定の適用

本法第 12 条第 3 項及び第 4 項は、課徴金対象行為をした事業者（法人）が、合併、（課徴金対象行為に係る）事業の全部譲渡又は会社分割に伴い消滅した場合、当該消滅した法人（以下「消滅法人」という。）が行つた課徴金対象行為を、当該合併等により課徴金対象行為に係る事業（の全部又は一部）を承継した法人（以下「承継法人」という。）が行つた課徴金対象行為とみなして、本法第 8 条等を適用する旨を定めている。

この規定を前提に、課徴金対象行為をした事業者が上記合併等に伴い消滅した場合における、本法第 8 条第 2 項等の規定の適用について、下記アからエまでの内容を定める。

## ア 本法第 8 条第 2 項の規定の適用

消滅法人が課徴金対象行為をやめた後に行つた、①課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引、②一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置を、承継法人が行つたものとみなして、法第 8 条第 2 項を適用する。

## イ 本法第 8 条第 3 項の規定の適用

消滅法人がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があると認める場合における本法第 8 条第 3 項の適用について、承継法人に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、当該期間内に当該資料の提出がないときは当該表示を優良誤認表示と推定するものとする。

ウ 本法第9条の規定の適用

消滅法人がした本法第9条の規定による報告を、承継法人がしたものとみなして、同条の規定を適用する。

エ 本法第10条及び第11条の規定の適用

(ア)消滅法人が受けた本法第10条第1項の認定等を、承継法人が受けたものとみなして、本法第10条及び第11条の規定を適用する。

(イ)消滅法人が行った本法第10条第1項に規定する「返金措置」の実施等を、承継法人が行ったものとみなして、本法第10条及び第11条の規定を適用する。

(ウ)本法第12条第4項に規定する「特定事業承継子会社等」が2以上ある場合、当該特定事業承継子会社等が、本法第10条第1項に規定する「実施予定返金措置計画」の提出等の返金措置に関する行為を行おうとするときは、それらを共同して行わなければならないものとする。

第2 施行期日

本改正法の施行の日から施行する。

以 上